

鳥取県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年7月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第68号

鳥取県会計規則の一部を改正する規則

鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（使用印鑑の保管及び押印の事務）</p> <p>第8条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、部の出納員（<u>別に定めるところにより口座を管理している出納員を除く。</u>）の印鑑の保管は、出納局長と協議して会計管理室の出納員が指定する会計員に行わせるものとする。</p>	<p>（使用印鑑の保管及び押印の事務）</p> <p>第8条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、部の出納員の印鑑の保管は、出納局長と協議して会計管理室の出納員が指定する会計員に行わせるものとする。</p>
<p>（前金払のできる経費及び限度額）</p> <p>第77条 前金払をすることができる経費は、令第163条第1号から第7号までに掲げるもののほか、次のとおりとする。</p> <p>（1）及び（2） 略</p> <p><u>（3） ケーブルテレビの利用料金</u></p> <p>2 略</p>	<p>（前金払のできる経費及び限度額）</p> <p>第77条 前金払をすることができる経費は、令第163条第1号から第7号までに掲げるもののほか、次のとおりとする。</p> <p>（1）及び（2） 略</p> <p>2 略</p>
<p>（予定価格の入札執行前の公表）</p> <p>第127条の2 契約権者は、当分の間、県が行う建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事に係る測量、建設コンサルタント、地質調査及び補償コンサルタントの業務（以下この条及び第130条の2において「測量等業務」という。）に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下この条及び第130条の2において「入札」という。）を適正に執行するため特に必要があると認めるときは、当該測量等業務の予定価格を当該入札の執行前に公表することができる。この場合において、前条（第135条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、予定価格を記載した書面は、封書にすることを要しない。</p>	<p>（予定価格の入札執行前の公表）</p> <p>第127条の2 契約権者は、当分の間、県が行う建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事に係る測量、建設コンサルタント、地質調査及び補償コンサルタントの業務（以下この条及び第130条の2において「測量等業務」という。）に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下この条において「入札」という。）を適正に執行するため特に必要があると認めるときは、当該測量等業務の予定価格を当該入札の執行前に公表することができる。この場合において、前条（第135条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、予定価格を記載した書面は、封書にすることを要しない。</p>

2 略

様式第4号(第19条関係)(A列6号のもの複写式)

略

備考 1～3 略

4 納入者住所氏名欄は、書類の写しの作成に要する費用及び県が発行する刊行物等の販売代金を領収する場合であって、納入者から希望があったときは、記載を省略することができる。

5 略

別表第1の2(第6条関係)

1 出納員に委任させる事務

区分	委任事務
部	
総務課	<u>県史に関する県の刊行物の販売代金及び送付に要する費用に係る現金の収納に関する事務</u>
県民室～庶務集中局集中業務課	略
分権自治推進課	略
統計課～警察本部交通指導課	略
出納機関及び出納機関に指定しない機関	略

2 略

2 略

様式第4号(第19条関係)(A列6号のもの複写式)

略

備考 1～3 略

4 略

別表第1の2(第6条関係)

1 出納員に委任させる事務

区分	委任事務
部	
県民室～庶務集中局集中業務課	略
地域自立戦略課	略
統計課～警察本部交通指導課	略
出納機関及び出納機関に指定しない機関	略

2 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の2の改正(「地域自立戦略課」を「分権自治推進課」に改める部分に限る。)は、平成19年7月5日から施行する。